

## 鹿沼市地域生活支援緊急時支援事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、地域で生活する障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」という。）を介護している者（以下「介護者」という。）が疾病等の理由により緊急に支援が必要となったときに、地域の障がい福祉サービス事業所と連携して支援することにより、障がい者等及びその家族が地域で安心して生活できる体制を整備することを目的とする、鹿沼市地域生活支援緊急時支援事業（以下「本事業」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「緊急時」とは、障がい者等の介護者が疾病、その他やむを得ない理由により居宅で生活することができない場合に、一時的に支援が必要な状態をいう。

### (実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、市とする。ただし、障がい福祉サービスを提供する事業所又はその設置者、及び鹿沼市障がい児者基幹相談支援センター（以下「受託事業者」という。）に委託して実施できるものとする。

### (事業の内容)

第4条 本事業は、利用登録を行った障がい者等又は介護者、相談支援専門員等からの緊急時の支援に係る通報及び相談を受けた場合、緊急短期入所、緊急時居宅介護又は緊急時支援（以下「緊急時支援等」という。）の受入れを行うものとする。

### (対象者)

第5条 本事業の対象者は、市内に住所を有する障がい者等又は市長が必要と認めた者とする。

### (利用登録)

第6条 本事業を利用する者（以下「利用者」という。）は、緊急時支援事業利用登録届（様式第1号）及び申請者の現況（別紙1）を市長に提出するものとする。

### (利用登録の変更)

第7条 利用者は、登録された内容に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、緊急時支援事業利用登録変更（廃止）届（様式第2号）を市長に提出するものとする。

### (登録情報の提供)

第8条 登録された利用者の情報は、市が管理し、受託事業者に提供するものとする。

(利用者負担)

第9条 利用者は、食費、光熱水費等の実費を負担するものとし、緊急時支援等を行った受託事業者に支払うものとする。

(委託料)

第10条 市長は、緊急時支援等を行った受託事業者に対し、別表に定めるところにより、委託料を支払うものとする。

(遵守事項)

第11条 受託事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、体制を定めておかなければならない。

2 受託事業者は、サービスの提供時に事故が発生したときは、市長及び利用者の家族等に速やかに連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 受託事業者は、緊急時支援等に関する記録を整備し、本事業のサービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

4 受託事業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を漏らしてはならない。

(指導及び監査)

第12条 市長は、必要に応じ受託事業者の行う事業内容を調査し、必要な指導及び監督を行うものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 利用登録その他緊急時支援を実施するために必要な準備行為は、この要領の施行前において行うことができる。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

緊急短期入所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に定める短期入所サービス費の該当するサービス費の区分6の単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）に定める市の区域の単価を乗じて得た額
緊急時支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）に定める地域定着支援サービス費の緊急時支援費の単位数に地域区分割合を乗じて得た額
送迎費	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第268号）に定める短期入所サービス費の送迎加算の単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）に定める市の区域の単価を乗じて得た額
日中一時支援	鹿沼市日中一時支援事業実施要綱別表1の区分1の8時間以上の単価
緊急時居宅介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第268号）に定める居宅介護サービス費の該当する単位数に、初回加算、緊急時対応加算を加算し、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）に定める市の区域の単価を乗じて得た額
緊急時受入検査	検査に要した額。ただし、10,000円を上限とする。